

令和6年度危険物取扱者法定講習会(オンライン講習)の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習会については、オンラインによる講習会を次のとおり実施します。

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者であって、居住地又は従事している危険物施設の所在地が愛媛県内の者を対象とします。

危険物取扱者免状の交付を受け危険物取扱作業に従事している者は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

(1) 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。

ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以降の最初の4月1日から3年以内。

(2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、受講日以降の最初の4月1日から3年以内。

2 オンライン講習を受講するための注意

・オンライン講習を受講するには、使用するパソコンやタブレット端末等が推奨環境を満たし、動画を再生できることが必要です。

申請受付したのちに受講申請書及び受講手数料をお返しすることはできませんので、必ず事前にネットラーニングの推奨環境をご確認のうえお申し込みください。

【推奨環境ご案内ページ】<https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

・申請受付後に、申請の取下げや対面による講習への変更はできません。

・オンライン講習では、受講申請したのち、改めてオンライン上から受講者の登録と受講コースの申込みが必要です。

※オンラインによる講習の種別区分は次のとおりです。

【給油取扱所】

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【コンビナート】

コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【その他】

上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

3 受講申請書の配布場所

- ・各地区（市）危険物安全協会
- ・各消防（局）本部
- ・県各地方局総務県民課防災対策室及び県各地方局支局総務県民室

※愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ(<http://www.ehimekenkiren.org/>)からも受講申請書をダウンロードできます。A4両面印刷してください。令和5年度までの受講申請書では申請できませんのでご注意ください。

4 受講申請書の受付期間

オンライン講習の受付期間は、令和6年8月19日(月)から9月27日(金)まで（郵送の場合は消印有効）とします。

5 受講申請の受付

受講申請の受付は、次の各地区（市）危険物安全協会で行いますが、石油コンビナートの種別に限り、新居浜、今治、松山の3協会でのみ受け付けますのでご注意ください。

なお、受付の際に、テキストとともに受講登録に必要なURLや登録用IDをお渡しします。

- ・四国中央市危険物安全協会(四国中央市消防本部内)
- ・新居浜市危険物安全協会(新居浜市消防本部内)
- ・西条市危険物安全協会(代行：西条市消防本部)
- ・今治地区危険物安全協会(株式会社天宗内)
- ・松山地区危険物安全協会(愛媛県危険物安全協会連合会内)
- ・大洲地区危険物安全協会(代行：大洲地区広域消防事務組合消防本部)
- ・八幡浜地区危険物安全協会(西宇和農業協同組合内)
- ・西予市危険物安全協会(西予市消防本部内)
- ・宇和島地区危険物安全協会(宇和島地区広域事務組合消防本部内)

※郵送による受付も行いますが、受付の際にお渡しするテキスト等は送料受取人払いでお送りしますのでご了承ください。

6 受講手数料

愛媛県収入証紙(5,300円)を申請書裏面に貼付して納付してください。

7 オンライン上での受講者情報の登録と受講コースの申込み

オンライン講習では、受講申請書による申請に加えて、受講者がオンライン上で受講者情報の登録を行い、受講コースの申込みを行うことが必要です。愛媛県危険物安全協会連合会のホームページにある受講者マニュアルに従って登録、申込みをお願いします。

8 受講開始及び受講修了

入力された受講者情報及び受講コースの確認ができましたら、「受講承認」のメールが届きますので、受講を開始してください。

受講期間は「受講承認」メールが届いた日から1か月間です。受講期間中はいつでもご都合の良い日時に講習動画を視聴でき、繰り返し視聴することや途中で中断することも可能です。

すべての講習動画を視聴し、動画中に設けられている効果測定（確認テスト）で一定割合以上の正答率に達すれば受講修了となります。効果測定は合格まで何度でも受けることができます。

9 受講証明書

受講が修了すると受講証明書の発行が可能になりますので、講習システムから印刷して免状と一緒に保持し、必要に応じて消防機関等に提示するほか、免状の書換え時にも受講証明書の提示が必要です。

なお、免状の裏面へ講習受講済の証印を希望される場合は、後日改めて押印を受けられます。

10 問い合わせ先

- ・愛媛県危険物安全協会連合会
松山市本町7－2 愛媛県本町ビル2階
電話(089)924-6618
- ・愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
松山市一番町4－4－2
電話(089)912-2316